令和８年度第３回集団指導

都城市　健康部　介護保険課

令和８年運営指導の指摘事項について
（全サービス共通）

運営指導の指摘事項について

●運営規程について

全サービス共通

運営規程に記載されている内容について、現状と相違があった。

●内容及び手続の説明及び同意について

重要事項説明書及び契約書に記載されている内容について、現状と相違があった。

【特に多い指摘内容】

・単位数や加算、金額の誤り

・他機関の住所や電話番号の誤り

・運営規程、重要事項説明書、契約書の内容がそれぞれ異なっている

（営業日、営業時間、利用料、支払い方法　等）

★誤字脱字を含め、改めて見直しをお願いします。

運営指導の指摘事項について

●勤務体制の確保等について

全サービス共通

・月ごとの勤務表において、内容が明確でなかった。

【特に多い指摘内容】

・専従職員の勤務時間が明確でない（特に加算に関わる場合）

・常勤、非常勤の別や専従、兼務関係が明確でない

【改善の趣旨】

月ごとの勤務表において、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務関係等を明確にすること。

・ハラスメント防止のための必要な措置を講じていなかった。

【改善の趣旨】

指針を整備する等し、職場におけるハラスメントの内容や職場においてハラスメントを行ってはならない旨を従業者に周知・啓発すること。

運営指導の指摘事項について

●秘密保持等について

全サービス共通

・従業者の秘密保持について、必要な措置を講じていなかった。

【改善の趣旨】

事業所は、従業者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ること。

（例）　雇用時に秘密を保持する旨の誓約書を交わす　等

★まだ誓約等していない従業者がいる場合は、直ちに措置を講じること。

・個人情報の利用にあたり、利用者及びその家族から同意を得ていなかった。

【改善の趣旨】

利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ること。

運営指導の指摘事項について

全サービス共通

●会計の区分について

事業所ごとに会計の区分がされていなかった。

【改善の趣旨】
法人の中で複数の事業所が存在する場合、事業所ごとに会計を区分すること。

●記録の整備について

利用者に関する記録の保存年限が市の条例に則していなかった。

【改善の趣旨】
サービスの提供に関する記録は、その完結の日から**５年間**保存すること。

★運営規程や契約書、重要事項説明書等での記載誤りが散見されます。
間違いはないか確認をお願いします。

運営指導の指摘事項について

加算算定事業所

●介護職員等処遇改善加算について

当該加算を算定するにあたり、対象職員に対し、賃金改善を行う方法等を周知したことが確認できなかった。

【改善の趣旨】

事業所は、賃金改善を行う方法等について介護職員等処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

★職員へ周知したことを証明できるようにしておくこと。

令和８年運営指導の指摘事項について
（サービス種別ごと）

運営指導の指摘事項について

地域密着型通所介護
指定相当通所型サービス

●地域密着型通所介護計画の作成について

地域密着型通所介護計画について、利用者に交付したことが分からなかった。

【改善の趣旨】

当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。

●地域との連携等について

運営推進会議の議事録を公表していなかった。

【改善の趣旨】

運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

運営指導の指摘事項について

認知症対応型通所介護

Ｒ８年は運営指導実施予定なしのため、Ｒ７年実施分抜粋

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
基本方針について	1	利用者が認知症であることが確認できなかった。	指定認知症対応型通所介護は、要介護状態になった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならないこと。
認知症対応型通所介護計画の作成について	2	介護計画について、サービスの提供に関わる従業者が共同して作成したことが分からなかった。	計画等の作成に関し経験のある者や、認知症介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者に計画のとりまとめを行わせ、サービスの提供に関わる従業者が共同して認知症対応型通所介護計画を作成すること。
	3	介護計画について、利用者に交付したことが分からなかった。	当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付したことが分かるようにすること。
	4	介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明していることが分からなかった。	認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。

運営指導の指摘事項について

認知症対応型共同生活介護

●入退居について

入居申込者の入居に際し、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることを確認できないものがあった。

【改善の趣旨】

入居申込の時点で、主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症であることの確認を行ったことが分かるように診断書等を保存しておくこと。

運営指導の指摘事項について

認知症対応型共同生活介護
加算取得事業所

●協力医療機関連携加算について

協力医療機関との間で、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議の開催状況についての記録が残されていなかった。

【改善の趣旨】

高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催するとともに、会議の開催状況については、その概要を記録すること。

運営指導の指摘事項について

地域密着型介護老人福祉施設

Ｒ８年は指摘事項なしのため、
Ｒ７年実施分抜粋

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
地域密着型施設サービス計画の作成について	1	計画の作成に当たって、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題の把握が不十分だった。	計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針について	2	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していることが記録上分からなかった。	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について	3	感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に参加したことが記録上分からなかった。	高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に１回以上参加し、指導及び助言を受けること。

運営指導の指摘事項について

小規模多機能型居宅介護

●広告について

パンフレットに記載されている内容について、現状と相違があった。

【改善の趣旨】

指定介護予防小規模多機能型居宅介護について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにすること。

運営指導の指摘事項について

●指定居宅介護支援の具体的取扱方針について

居宅介護支援事業所

・居宅サービス事業者に対して、居宅サービス計画を交付したことが、記録上確認できないものがあった。

【改善の趣旨】

居宅サービス計画を作成した際には、当該計画を担当者に交付すること。また、交付したことを記録しておくこと。

・居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付けるにあたり、その理由の妥当性を検討したことが分からないものがあった。

【改善の趣旨】

居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載すること。また、必要に応じてサービス担当者会議においてその必要性を検証した上で、継続して貸与を受ける必要がある場合にはその理由を再び居宅サービス計画に記載すること。

運営指導の指摘事項について

居宅介護支援事業所

●業務継続計画の策定等について

感染症に係る業務継続計画が策定されていなかった。

【改善の趣旨】

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。

業務継続計画未策定減算に該当するため、令和７年４月から計画を策定した月までの期間については所定単位数から減算となります。

運営指導の指摘事項について

居宅介護支援事業所

●業務継続計画の策定等について

・感染症に係る業務継続計画の内容が不十分だった。

【改善の趣旨】

指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

・必要な研修及び訓練を実施していることが記録上分からなかった。

【改善の趣旨】

指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。また、実施したことが分かるようにすること。

運営指導の指摘事項について

居宅介護支援事業所

●感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

・研修及び訓練を実施したことが記録上分からなかった。

【改善の趣旨】

当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。また、実施したことが分かるように記録すること。

・対策を検討する委員会の結果について、従業者に周知したことが記録上分からなかった。

【改善の趣旨】

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会おおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員への周知徹底を図ること。

運営指導の指摘事項について

介護予防支援

Ｒ８年は運営指導実施予定なしのため、Ｒ７年実施分抜粋

基準	No	指摘事項	改善の趣旨
指定介護予防支援の具体的取扱方針について	1	他の居宅介護支援事業所から地域包括支援センターの職員に計画作成者が変更になった場合の取扱いが不十分だった。	他の居宅介護支援事業所から地域包括支援センターの職員に計画作成者が変更になった場合は、軽微な変更の取扱ではなく、指定介護予防支援の具体的取扱方針に沿った、介護予防サービス計画の作成を行うこと。
感染症の予防及びまん延防止のための措置について	2	委員会として開催されたことが記録上分からなかった。	委員会記録を作成するにあたり、実施内容が、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であったことが分かるよう記録を作成すること。
虐待の防止について	3	委員会として開催されたことが記録上分からなかった。	委員会記録を作成するにあたり、実施内容が、虐待の防止のための対策を検討する委員会であったことが分かるよう記録を作成すること。